

利用者負担徴収基準額表

認定こども園用

2号認定（月額）【（ ）内の金額は、1/2の金額】

※保育園部分

階層区分		3歳児(円)		4歳以上児(円)		
		標準時間利用	短時間利用	標準時間利用	短時間利用	
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	市民税非課税世帯		3,500	3,000	3,500	3,000
C	1	市民税所得割非課税世帯	(4,200)	(3,900)	(4,200)	(3,900)
			8,500	7,900	8,500	7,900
D	2	市民税所得割課税世帯	1円～48,599円		(5,200)	(4,900)
			(6,500)	(6,100)	(6,500)	(6,100)
			10,400	9,800	10,400	9,800
			13,000	12,300	13,000	12,300
			15,500	14,800	15,500	14,800
			21,000	20,200	20,000	19,200
			26,800	25,900	24,100	23,200
1	市民税所得割課税世帯	48,600円～64,999円		(14,200)	(13,800)	
2	市民税所得割課税世帯	65,000円～80,999円		(14,200)	(13,800)	
3	市民税所得割課税世帯	81,000円～96,999円		(14,200)	(13,800)	
4	市民税所得割課税世帯	97,000円～132,999円		(14,200)	(13,800)	
5	市民税所得割課税世帯	133,000円～168,999円		(14,200)	(13,800)	
6	市民税所得割課税世帯	169,000円～300,999円		(14,200)	(13,800)	
7	市民税所得割課税世帯	301,000円以上		(14,200)	(13,800)	
			28,500	27,600	25,400	24,500

3号認定（月額）【（ ）内の金額は、1/2の金額】

※保育園部分

階層区分		0歳児(円)		1・2歳児(円)		
		標準時間利用	短時間利用	標準時間利用	短時間利用	
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	市民税非課税世帯		5,500	5,000	4,500	4,000
C	1	市民税所得割非課税世帯	(6,200)	(5,900)	(5,700)	(5,400)
			12,500	11,800	11,500	10,900
D	2	市民税所得割課税世帯	1円～48,599円		(7,000)	(6,600)
			(8,200)	(7,900)	(7,700)	(7,400)
			14,000	13,300	13,000	12,300
			16,500	15,800	15,500	14,800
			19,000	18,200	18,000	17,200
			27,000	26,100	24,000	23,100
			34,600	33,600	33,600	32,600
1	市民税所得割課税世帯	48,600円～64,999円		(18,700)	(18,200)	
2	市民税所得割課税世帯	65,000円～80,999円		(18,700)	(18,200)	
3	市民税所得割課税世帯	81,000円～96,999円		(18,700)	(18,200)	
4	市民税所得割課税世帯	97,000円～132,999円		(18,700)	(18,200)	
5	市民税所得割課税世帯	133,000円～168,999円		(18,700)	(18,200)	
6	市民税所得割課税世帯	169,000円～300,999円		(18,700)	(18,200)	
7	市民税所得割課税世帯	301,000円以上		(18,700)	(18,200)	
			39,700	38,600	38,700	37,600

****裏面も必ずお読みください。**

1号認定（月額）

※幼稚園部分

階層区分		保育料(円)
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	0
C	1 1円～25,700円	4,200
	2 25,701円～51,400円	5,300
	3 51,401円～77,100円	6,400
D	1 77,101円～121,800円	8,000
	2 121,801円～166,500円	9,400
	3 166,501円～211,200円	10,800
	4 211,201円以上	16,000



阿賀野市イメージキャラクター
「ぐすっちょ」

【保育料算定の軽減等は次のとおりです。該当の方で軽減されていない場合は、お申し出ください。】

《多子世帯の軽減について》

○1号認定

- ・小学3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合は、最年長のお子さんから順に2人目以降は無料。**阿賀野市独自軽減**
- ・市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合は、1人目の年齢にかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料。
- ・市民税非課税世帯の場合は、1人目の年齢にかかわらず、2人目以降は無料。

○2・3号認定

- ・小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合は、最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は無料。
- ・市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合は、1人目の年齢にかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料。
- ・市民税非課税世帯の場合は、1人目の年齢にかかわらず、2人目以降は無料。

《ひとり親世帯等の軽減について》・・・母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）が対象です。

○1号認定

- ・C1からC3階層において、保育料から1,000円を減じた額。
- ・市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合は、上記に加え、1人目は半額、2人目以降は無料（1人目の年齢にかかわらず）。

○2・3号認定

- ・B階層は0円、C1からC2階層は保育料から1,000円を減じた額。
- ・市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合は、上記に加え、1人目は半額（3号認定は9,000円【標準時間】、8,400円【短時間】が上限、2号認定は6,000円【標準時間】、5,400円【短時間】が上限）。2人目以降は無料（1人目の年齢にかかわらず）。

《阿賀野市独自の軽減制度》

◎2・3号認定

- ・年収500万円以下の世帯で3人以上子どもがいる場合は、1人目の年齢にかかわらず、3人目以降は無料。
- ・市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、1人目の年齢にかかわらず、2人目無料。

《月途中の入退園について》

月の途中で入退園した児童の保育料については、日割り計算した金額とする。

◎保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等により、収入が前年より著しく減少した場合に、保育料の一部もしくは全部が軽減される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

☆☆☆阿賀野市民生部社会福祉課児童福祉係 電話：0250-62-2510（内線2151）☆☆☆